

平成十五年文部科学省令第十七号

(学校教育法の特別関係) 沿海航行料金の規定と
第一条 構造改革特別区域法(以下「法」という。)第十二条第三項に規定する業務状況書類等は、
貢賃付昭表、貢益計算書及び事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気

（この記録は、主として、電算機による計算によって得られるものであるが、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。とする。

2. 学校設置会社（法第十二条第一項に規定する学校設置会社をいう。以下同じ）は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の前項の業務状況書類等を作成し、三年間その設置する学校に備えて置かなければならぬ。ハ、

第二条 法令第十二条第四項第二号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲載した規定中、同一表の第三欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第四欄に掲げる文部科学省令の適用とする。

（私立）の幼稚園（構造改革特別区域法）を設置する法律第百六十九号）
園を設置する二条第二項に規定する学校設置会士をいう。以下同じ。」
二年文部省令第
規則（昭和二十四年五月三十日文部省令第
四十九号）

十一号) 株式会社等の法人の外の法人及び私人を含む。) 又は学校設置会社の法人及び私

第十一都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造人を含む。）

の五
二条
改革特別区域法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方
公共団体の長)

号 第三

第十八条 都道府県知事は、都道府県知事（学校設置会社にあつては、構造改革特別区城法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。）は、

高等学校設置基準（立正一、二年生） 第一都道府県知事 次条及び第二十七条において「構造改革特別区画整備法」（平成十四年法律第百三十九号）に規定する区域のうち、該区域に該当する部分を除く。

（平成十六年第三回）
文部科学省令第
二十号

年賃金第百四十九号の規定するものについては同条第一項の規定による
をいう。」の設置するものについては同条第一項の規定による
認定を受けた地方公共団体本の長。」

教育職員等による児童生徒性暴条
二、当該指定都
市等の長
當該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設
立者等の長）

力等の防止等に関する法律施行一項

規則（令和四年
文部科学省令第
方公共団体の長）

五号) 第二学校法人等(学校設置会社及び学校法人等)(

第四条 学校設置会社が大学及び高等専門学校に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可を受けようとするとき又は同条第二項の届出を行おうとするときに提出すべし

第五条	規則（昭和二十四年二年文部省令第十一号）	学校教育法施行第十又は学校法、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）と読み替えるものとする。）が学校を設置する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「第十二条第三項」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第三項」と、「貸借対照表、損益計算書及び事業報告書」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書」と、第二条中「第十二条第四項第二号」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第四項第二号」と読み替えるものとする。	第六条	学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。										
第七条	法第十四条第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。	第一条	学校設置非営利法人及び学校法人等（	五号）	文部科学省令第五号	文部科学省令第	規則（令和四年五月）	規則（昭和二十四年二年文部省令第十一号）	学校教育法施行第十又は学校法、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）と読み替えるものとする。）が学校を設置する場合について準用する。この場合において、第一条第一項中「第十二条第三項」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第三項」と、「貸借対照表、損益計算書及び事業報告書」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書」と、第二条中「第十二条第四項第二号」とあるのは「第十三条第三項において準用する第十二条第四項第二号」と読み替えるものとする。	二	前項の基準を満たす法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校（以下「職業能力開発短期大学校」という。）において行う特定高度職業訓練（同項に規定する特定高度職業訓練をいう。以下同じ。）を修了した者で、同項の認定に係る大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、当該大学の定めるところにより、当該大学の修			
一	訓練期間が二年以上であること。	二	職業訓練指導員の数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。											

独立行政法第二十一条	日本学生支援機構に号	人日本学生（平成十六年文部科学省令）	日本学生（平成十六年文部科学省令）	日本学生（平成十六年文部科学省令）	日本学生（平成十六年文部科学省令）	日本学生（平成十六年文部科学省令）
第二十三条の二	第二項第一号及び第二項第一号	第二項第一号	第二項第一号	第二項第一号	第二項第一号	第二項第一号
（1）	G P A等をいう	G P A等をいう	G P A等をいう	G P A等をいい、構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学をした者にあっては、その編入学の前に在学していた職業能力開発短期大学校において履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものを持む	G P A等をいい、構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学をした者にあっては、その編入学の前に在学していた職業能力開発短期大学校において履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものを持む	G P A等をいい、構造改革特別区域法第十四条第一項の規定による編入学をした者にあっては、その編入学の前に在学していた職業能力開発短期大学校において履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるものを持む
編入学等	確認大学等に	編入学等	編入学	職業能力開発短期大学校に	職業能力開発短期大学校に	職業能力開発短期大学校に
編入学						

を授与した市町村の「教育委員会規則」とし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）第一条、第三条及び第六条の規定の適用については、同令第一項中「いう」とあるのは「いい、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が同法第十九条第一項各号に掲げる者に授与する特別免許状にあっては、その免許状を授与した認定市町村をいう」と、同令第三条第一項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会（構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二十二条第二項を読み替えて適用する場合にあっては市町村教育職員免許状再授与審査会。）と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会（市町村教育職員免許状再授与審査会にあっては、認定市町村の教育委員会。第五条第三項において同じ。）」と、同令第六条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（市町村教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営にあっては、当該審査会を設置する認定市町村の教育委員会規則）」とする。

第十一条 法第二十条第五項第二号の文部科学省令で定めるものは、次に掲げる事項（幼稚園については第一号に掲げる事項を除く。）とする。

二一 学科、専攻科及び別科並びに課程の組織に関する事項

五
法第二十条第四項第一号から第四号まで及び第五項第一号並びに前各号に掲げるもののほ

規定する協力地方公共団体（以下単に「協力地方公共団体」という。）の長が認めるもの
第十一條 法第二十条第一項に規定する協力学校法人（以下単に「協力学校法人」という。）は、

二 一 教育課程及び授業日時数に関する事項 授業料等の納付金の額

四三 教職員の数及び配置

六 王
力学者の選択方法
前各号に掲げるもののほか、公私協力基本計画（法第二十条第四項に規定する公私協力基本

第十二条 協力学校法人は、法第二十条第一項の規定により収支予算の旨を公表する。

きは、機関地方公共団体の長が定める期日までに資金取扱い算書及び消費取扱い算書を作成し、協力地方公共団体の長に提出しなければならない。

2
当社法人会計基準の「昭和四〇年六月一日施行令第一ノハ」別表第一及び別表第二の規定に、前項の資金収支予算書及び消費収支予算書に記載する科目について準用する。この場合において、同令

方公共団体補助金／その他の地方公共団体補助金／」と読み替えるものとする。

協力学校法人について準用する。この場合において、同令第一条第一項中「私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八百八十九号）第二十条第十三項において読み替えて準用する私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。）第十四条第一項

三 その他文部科学大臣が必要と認める書類

附 則 (平成二十三年十一月三十日から施行する。)

附 則 (平成二十三年一月二十九日文部科学省令第四一號)
この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

附 則 (令和四年三月一八日文部科学省令第五号) 抄

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成十五年度における大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の特例)

第二条 平成十五年度に限り、学校設置会社に関する大学の設置等の認可の申請手續等に関する規則(第一項中「四月三十日」とあるのは「十月三十一日」とする。)

第三条 同条第二項中「七月三十一日」とあるのは「十二月十日」とする。

附 則 (平成一五年八月二九日文部科学省令第三七号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号) 抄

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一六年三月三一日文部科学省令第二〇号) 抄

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一六年三月三一日文部科学省令第三九号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月三〇日文部科学省令第三三号)

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則 (平成一六年八月三一日文部科学省令第四四号)

この省令は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二二日文部科学省令第四五号)

この省令は、平成十六年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月一日文部科学省令第三九号)

この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月三〇日文部科学省令第四六号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日文部科学省令第二三三号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日文部科学省令第一六号)

この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年六月二六日文部科学省令第二九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第一〇号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則 (平成一九年一二月二二日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

第一条 この省令は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行の日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和四年八月三一日文部科学省令第二八号)

この省令は、構造改革特別区城法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日文部科学省令第一八号) 抄

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和六年三月二九日文部科学省令第九号) 抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日)